

## 研究会報告要旨

〔平成三二年度第二回公共政策研究会 平成三三年二月一〇日〕

### 国民の要望に応える警察活動の推進に向けて

——理論と実務の融合の上にある警察の在るべき姿——

報告者 那 須 修

警察活動の現場では、警察法第二条第一項に定める責務の遂行と同条第二項に定める権限濫用の禁止の双方を満たす活動が求められる。ここでは、「比例原則」、「違法収集証拠排除の法則」等明文上の規定のない理論（条理）が非常に大きな意味を持つことがある。

しかし、中には、「警察権の限界」、「民事不介入の原則」、「法は家庭に入らず」等、現在の警察活動の現場においては適切とはいえない難しい理論もある（「警察権の限界」中の「警察消極目的の原則」からは、現在の安全・安心まちづくり活動は導き出せない。）。

国民の要望に応える警察活動の推進に向けて（那須）

また、警察活動の現場の一部が、こうした理論に引きずられ、或いは業務怠慢の言い訳にした結果、桶川事件のような悲劇が発生した（同事件に係る東京高判平一七一・二六判時一八九一号三頁は、①危険の切迫、②予見可能性、③回避可能性、④権限行使の容易性がある場合には、警察権行使につき職務上の義務が発生することがあるとした。）。

警察の責務を果たすためには、不適切な理論に拘泥するようないことはあつてはならない。民事と刑事の交錯するような現場では、「民事不介入の原則」という理論ではなく、法律の規定を踏まえた対応が求められる。例えば、ヤミ金業者による借金の取立てのような場面では、関係機関と連携しつつ、状況に応じ、事件検挙、行政命令、指導警告、被害者に対する被害回復のために必要な事項の教示等の措置を講ずる必要がある。

しかしながら、法律は全ての場面を規定しきれものではなく、民事と刑事の交錯するような現場等で、どこまでの権限行使が認められるか、また、求められるかは難しい問題である。例えば、債権者が債務者の所から物品を運び去る行為について、窃盗罪の成立が認められた

場合（最決平元七・七刑集四三巻七号六〇七頁）と否定された場合（東京地判昭四二・六、三〇判タ二二一号一八七頁）があり、その成否については行為の「社会的相当性」が大きな意味を持つとされたが、同様の事案で、現場臨場した警察官が当事者間での話し合いを指示し、立ち去った後、債権者が運び去り行為を再開した事案では、警察官が警職法第五条の職責を果たしたといえるかが問題となった（東京高判昭五二・三、三〇判時八五三号五二頁（国賠訴訟）。判決では、「一応警察官職務執行法第五条が警察官に課している職責を果たしたもの」と認められた。）。こうした事案からも、やはり、現場の警察官にとつて判断の基準となる「理論」を立てる意味は非常に大きいと考えられる。

一般社会において安全への意識が高まる中で、警察活動に対する国民の要望も高まっている。この要望に応えるためには、社会実態を踏まえた上で、在るべき警察の姿を構築していくための理論を立て、それを日々アップデートしていく必要があるのである。

そして、今後、その作業を進めていく上では、国民の権利を制限する警察と、その相手方たる国民という単純

な二項対立的な見方ではなく、桶川事件のような悲劇を繰り返さないためにも、警察の権限行使によって権利自由が守られる国民の存在を念頭に置いた三面的な考え方を基礎とすべきと考えられるのである。